

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月1日
【発行者名】	オリックス不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 尾崎 輝郎
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	オリックス・アセットマネジメント株式会社 執行役員 山名 伸二
【連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-3320（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

本投資法人は、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称（特定関係法人）

オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社

東京都港区浜松町二丁目4番1号

資本金の額

50百万円（2021年8月3日現在）

関係業務の概要

本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社の親会社であるオリックス株式会社の子会社等

(2) 異動の理由及びその年月日

異動の理由

2021年2月期（2020年9月1日～2021年2月28日）の末日から過去3年間において、本資産運用会社の利害関係人等に該当するオリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社との間で不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）を信託する信託の受益権の取得の対価として本投資法人が支払いを行った金額の合計額が、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等を信託する信託の受益権の取得又は譲渡の対価として支払い又は受領した金額の合計額の20%以上に相当するものであったため、オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社は、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第1号及び第2号の取引を行った法人）に該当していましたが、2021年8月期（2021年3月1日～2021年8月31日）の末日から過去3年間においては当該基準を満たさなくなったため、特定関係法人に該当しないこととなりました。

異動の年月日

2021年9月1日